

令和4年7月吉日

各位

特定非営利活動法人 NPO かなびの丘
理事長 白土 隆司

施設入居者の金銭管理に関するアンケート調査へのご協力をお願い

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このアンケート調査（以下、本調査）は、公益財団法人 JKA より助成を受けて特定非営利活動法人 NPO かなびの丘が実施するものです。

現時点において社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業に代表される金銭管理の支援が実施されていますが、対象者の急激な増加、社会環境の変化等に伴って支援を受けることができない方も増加しています。

弊法人が以前に実施した調査では、約半数の施設が金銭管理サービスを提供しているものの、契約書がなかったり、チェック体制が不十分であったりと改善すべき点が明らかになりました。本調査では金銭管理サービスが社会資源として定着し、利用者が安心してサービスを利用できるしくみを整備していくための要件を把握することを目的としています。現時点で金銭管理サービスに関与していない場合であっても、今後、施設等が入居者の適正な金銭の管理の方法を検討し、環境を整備していくためご回答をお願いいたします。

なお、本調査では、金銭管理を「利用者が所有する金銭や日常生活に要する費用の取り扱いに係る金銭等を保管・管理すること」、施設が金銭管理を行うことを『金銭管理サービス』と定義しています。

本調査は、無記名として実施し、お寄せいただいたご意見・ご回答の内容は、個別団体の情報として公表されるものではありません。また、本調査の集計結果は報告書として取りまとめるほか、弊法人ホームページ等で広く公開する予定です。

つきましては、ご多用中のところ、誠に恐れ入りますが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。ご回答頂きましたアンケート調査票（本紙）については、令和4年8月31日（水）までに、返信用封筒（切手不要）にてご投函くださいますよう、お願い申し上げます。なお、弊法人ホームページ（<http://kannabi.jp>）に回答フォームを用意しておりますので、ご活用ください。

お問い合わせ

えぬびーおーかなびのおか
特定非営利活動法人 NPO かなびの丘

きたなか こばやし おおにし
事務局：北中、小林、大西

〒591-8031 大阪府堺市北区百舌鳥梅町 1-18-1

TEL. 072-255-6336 FAX. 072-205-5050 メール info@kannabi.jp

アンケート票において、断りのない限り

- ・ 令和4（2022）年4月1日時点としてお答えください
- ・ 本調査は、施設による入居者への金銭管理サービスを対象としています。制度として実施する社会福祉協議会・日常生活自立支援事業は除外となります（ただし、設問にある場合を除く）
- ・ 本調査は現状把握を目的としています。ご回答の正誤を問うものではありません。お送りしている部署の方針・率直な意見をご回答ください
- ・ 各設問のご回答は該当する数字に○を付けてください
- ・ その他欄や記述をお願いしている設問はご自由にご記入ください
- ・ 断りが無い限り、複数回答可です（単一回答は【1つに○】と記載しています）
- ・ ご回答に関連する資料等がありましたらご返信の際にご同封いただけると幸いです

● 用語の説明 ●

金銭管理	<ul style="list-style-type: none">・ 施設入居者の所有する預貯金や日常生活に要する費用の取り扱いに係る金銭等を保管・管理すること・ 具体的内容の範囲は、自治体・部署で異なると想定していますので、その範囲を問う設問を入れています
金銭管理サービス	<ul style="list-style-type: none">・ 施設入居者に対して有償無償を問わず金銭管理に係るサービス（代行、協力、相談等の各種支援）を提供すること・ このサービスを利用している入居者を利用者という
金銭管理サービス提供者	<ul style="list-style-type: none">・ 金銭管理サービスを提供する事業所で、主に利用者が入居している施設を想定しています
施設等	<ul style="list-style-type: none">・ グループホームを含みます
金銭管理サービス第三者機関	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者と利害関係がなく、金銭管理サービスを提供している機関や団体等・ 本調査では利用者が入居している施設等以外の機関・団体を想定しています

問 1 貴自治体についてお伺いします

問 1-1. 所在地はどちらですか【1つに〇】

1. 北海道・東北（北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島）
2. 関東（東京、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川）
3. 中部（新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知）
4. 近畿（京都、大阪、三重、滋賀、兵庫、奈良、和歌山）
5. 中国（鳥取、島根、岡山、広島、山口）
6. 四国（徳島、香川、愛媛、高知）
7. 九州（福岡、佐賀、長崎、大分、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄）

問 1-2. 行政区分についておたずねします【1つに〇】

1. 都道府県
2. 指定都市
3. 中核市
4. 施行時特例市
5. 特別区
6. その他の市
7. 町村

問 1-3. 人口規模についておたずねします【1つに〇】

1. 100 万人以上
2. 50 万人以上 100 万人未満
3. 30 万人以上 50 万人未満
4. 10 万人以上 30 万人未満
5. 3 万人以上 10 万人未満
6. 3 万人未満

問 2 貴部署についてお伺いします

問 2-1. 主に担当している業務についておたずねします【1つに〇】

1. 高齢者福祉
2. 障がい者福祉
3. 高齢者福祉・障がい者福祉両方
4. その他（ ）

問 2-2. 貴部署に所属している職員（嘱託、アルバイト等を含む）は何人ですか【1つに〇】

1. 30 人以上
2. 10 人以上 30 人未満
3. 6 人以上 10 人未満
4. 5 人以下

問 2-3. 貴部署は窓口対応業務はありますか【1つに〇】

1. 常時開設している
2. 必要に応じて対応している
3. 対応していない
4. その他（ ）

問2-4. 貴部署の業務についておたずねします（業務委託している場合も含まれます）

- | | | |
|-------------------|-----------------------|-----------------|
| 1. 地域包括支援センター | 2. 地域包括ケアシステム | 3. 基幹相談支援センター |
| 4. 生活保護 | 5. 生活困窮者支援 | 6. 成年後見制度 |
| 7. 福祉政策立案 | 8. 福祉サービス第三者評価 | 9. 無料低額宿泊所 |
| 10. 高齢者虐待 | 11. 障がい者虐待 | 12. 権利擁護センター |
| 13. 介護保険 | 14. 各障がい手帳等 | 15. 各障がいサービス |
| 16. 社会福祉事業の届出 | 17. 各施設の指導・監査 | 18. 社会福祉法人指導・監査 |
| 19. 介護保険事業者の指導・監査 | 20. 障がい者サービス事業者の指導・監査 | |
| 21. その他（ | | ） |

問2-5. 貴部署で金銭管理に関する相談があった場合、どのように対応していますか

1. 日常生活自立支援事業や成年後見制度等を紹介する
2. 他部署を紹介する（行政相談を含む、部署名： _____）
3. 社会福祉協議会を紹介する（日常生活自立支援事業に限定せず、相談窓口として）
4. 専門家・専門職相談窓口を紹介する（ _____）
5. その他機関を紹介する（ _____）

問2-6. 貴部署と下記の部署との連携についておたずねします 【1つに〇】

生活保護	1. 同部署	2. 常に共有・連携	3. 必要に応じて	4. 連携していない
生活困窮	1. 同部署	2. 常に共有・連携	3. 必要に応じて	4. 連携していない
高齢者虐待	1. 同部署	2. 常に共有・連携	3. 必要に応じて	4. 連携していない
障がい者虐待	1. 同部署	2. 常に共有・連携	3. 必要に応じて	4. 連携していない
権利擁護	1. 同部署	2. 常に共有・連携	3. 必要に応じて	4. 連携していない
福祉サービスの苦情	1. 同部署	2. 常に共有・連携	3. 必要に応じて	4. 連携していない

問3 金銭管理サービスの実態把握についてお伺いします

問3-1. 施設等が金銭管理サービスを提供していることについておたずねします 【1つに〇】

1. 個別ケースを把握している
2. 個別ケースは把握していないが、提供されていることは知っている
3. 知らない

問3-2. 日常生活自立支援事業についておたずねします 【1つに〇】

1. 順番待ち等待機者は発生していない
2. 順番待ち等待機者が発生している
3. 把握していない、分からない

問 4-3. 金銭管理サービス提供者の把握はどのように行っていますか

- | | | |
|----------|------------|--------|
| 1. 登録制 | 2. 届出制 | 3. 許可制 |
| 4. 認可制 | 5. その他 () | |
| 6. 分からない | 7. 把握していない | |

問 4-4. 金銭管理サービス提供者がサービス実施において必要なものは何ですか

- | | |
|----------------|-------------------|
| 1. サービス提供計画の策定 | 2. 規約の策定 |
| 3. 契約書等様式の整備 | 4. 人材の確保 |
| 5. 人材の養成 (研修等) | 6. 利用者とのコミュニケーション |
| 7. 利用者への定期的な報告 | 8. 苦情対応の整備 |
| 9. 不正防止のための取組み | 10. 情報公開 |
| 11. 定期的な監査 | 12. その他 () |

問 4-5. 金銭管理サービス提供者を監督・監査する機関はありますか

- | | |
|---------------|----------------------|
| 1. 自治体 (貴部署) | 2. 自治体 (貴部署以外:具体的に) |
| 3. 地域包括支援センター | 4. 基幹相談支援センター |
| 5. 権利擁護センター | 6. 社会福祉協議会 |
| 7. 民間団体 | 8. 福祉サービス第三者評価 |
| 9. その他 () | 10. ない |

問 5 金銭管理サービスに対する取り組み (今後) についてお伺いします

問 5-1. 今後、金銭管理サービスに関して必要だと思う取り組みはありますか

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 1. 実態の把握 | 2. 自治体の関係部署で情報共有 |
| 3. 制度を策定 | 4. マニュアル・ガイドラインを作成 |
| 5. 指導を実施 (指導根拠は不問) | 6. 施設向けに研修・セミナーの開催 |
| 7. 施設等向けに啓発 | 8. 住民 (利用者) 向けに啓発 |
| 9. その他 () | 10. 取り組みはない |

問 5-2. 金銭管理サービス提供者として相応しい機関・者についておたずねします

- | | |
|-----------------------------|------------------------------|
| 1. 社会福祉協議会 (日常生活自立支援事業) | 2. 金銭管理サービス第三者機関 |
| 3. 専門家 (税理士、ファイナンシャルプランナー等) | 4. 金融機関 |
| 5. 入居施設、事業所 | 6. 施設等管理者 |
| 7. ケアマネジャー、サービス管理責任者 | 8. 親族や友人 |
| 9. その他 () | 5~8 は利用者が入所する施設もしくはその関係者とします |

問5-3. 金銭出納帳のチェックはどなたが行うのが適切であると考えますか

- | | | |
|-----------------|------------|----------------|
| 1. 利用者 | 2. 利用者の親族 | 3. 施設等管理者 |
| 4. 金銭管理担当者以外の職員 | 5. 施設外部の機関 | 6. 福祉サービス第三者評価 |
| 7. その他 () | | |

問5-4. 金銭管理サービス提供者に求めるものは何ですか

- | | |
|----------------|----------------|
| 1. サービス提供計画の策定 | 2. 規約の策定 |
| 3. 契約書等様式の整備 | 4. 人材の確保 |
| 5. 人材の養成(研修) | 6. 定期的な報告 |
| 7. 苦情対応の整備 | 8. 不正防止のための取組み |
| 9. 情報公開 | 10. 定期的な監査 |
| 11. その他 () | |

問5-5. 金銭管理サービス提供者を監督・監査するのにふさわしい機関はどこですか

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1. 自治体(貴部署) | 2. 自治体(貴部署以外:具体的に) |
| 3. 地域包括支援センター | 4. 基幹相談支援センター |
| 5. 権利擁護センター | 6. 社会福祉協議会 |
| 7. 民間団体 | 8. 福祉サービス第三者評価 |
| 9. その他 () | 10. 新設すべき |
| 11. 必要ない | |

問5-6. 金銭管理サービス提供者の研修について必要であると考えるものをおたずねします

1. 法的拘束力のある研修(許可制等要件となり得るもの)
2. 施設が任意で実施する研修
3. その他 ()

問5-7. 下記の項目は金銭管理サービス提供に関わる職員のスキル向上にどの程度寄与する
と考えられますか【1つに○】

- | | | | | | |
|--------------------|----------|-------|----------|----------|------------|
| 1. 研修の実施 | 1. 大いに寄与 | 2. 寄与 | 3. 分からない | 4. 寄与しない | 5. 全く寄与しない |
| 2. 既存資格の取得 | 1. 大いに寄与 | 2. 寄与 | 3. 分からない | 4. 寄与しない | 5. 全く寄与しない |
| 3. 金銭管理サービスに特化した資格 | 1. 大いに寄与 | 2. 寄与 | 3. 分からない | 4. 寄与しない | 5. 全く寄与しない |
| 4. サービス提供の報告 | 1. 大いに寄与 | 2. 寄与 | 3. 分からない | 4. 寄与しない | 5. 全く寄与しない |
| 5. 情報共有、勉強会 | 1. 大いに寄与 | 2. 寄与 | 3. 分からない | 4. 寄与しない | 5. 全く寄与しない |
| 6. 監査体制の充実 | 1. 大いに寄与 | 2. 寄与 | 3. 分からない | 4. 寄与しない | 5. 全く寄与しない |

問 5-8. 金銭管理サービスが社会に定着していくために必要だと思うものはありますか

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1. 公的な位置づけ | 2. 行政による認証や登録 | 3. 統一的なマニュアル |
| 4. 研修の実施 | 5. 専門家による相談窓口 | 6. 第三者によるチェック |
| 7. 助成金・補助金 | 8. 情報交換ができる場 | 9. 利用者本人の理解 |
| 10. 利用者家族の理解 | 11. 金融機関の理解 | 12. 行政の理解 |
| 13. 社会の理解 | 14. その他 () | |

問 5-9. 前設問の中で最も必要だと思うものは何ですか【1つに〇】

- | | | |
|--------------|---------------|---------------|
| 1. 公的な位置づけ | 2. 行政による認証や登録 | 3. 統一的なマニュアル |
| 4. 研修の実施 | 5. 専門家による相談窓口 | 6. 第三者によるチェック |
| 7. 助成金・補助金 | 8. 情報交換ができる場 | 9. 利用者本人の理解 |
| 10. 利用者家族の理解 | 11. 金融機関の理解 | 12. 行政の理解 |
| 13. 社会の理解 | 14. その他 () | |

問 5-10. 金銭管理サービスを発展させるアイデアがありましたらお書きください

アンケートは以上となります。お忙しいところ、ご協力ありがとうございました。
お手数ですが、8月31日(水)までにポストにご投函ください。